

(日 本 史)

〔 I 〕 次の文章 A～D を読み、下記の問いに答えよ。

A. 古代日本の律令国家は全人口を定期的に調査していた。律令と格式という法令によって運営される律令国家が機能していたからである。^(a) 律令国家では、人々は戸主を代表者とする戸に所属する形で戸籍・計帳に登録され、当初は50戸で1 が構成されるように ^(b) が編成された。なお717年頃、 は に改められた。

律令では 年ごとの戸籍の作成を規定していた。戸(郷戸)は実際の家族そのままではなく、編成されたもので、平均的な戸の成員は25人程度であった。8世紀前半には、一時、この郷戸の下に10人程度の小家族から成る が設けられた。

律令国家では 歳以上の男女を対象に があたえられたが、人名登録、 収授・氏姓確認の基本台帳となったのが戸籍である。なお は売買できず、死者の は 年ごとに収公された。^(c) 計帳とは ・ を徴収するための重要な台帳である。 とは諸国の産物を朝廷に納めるものであり、 とは労働力提供の代納物の意味である。

問1 文中の ～ にもっとも適切な語句を以下のア～コからそれぞれ一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

ア 評	イ 郡	ウ 里	エ 保	オ 市
カ 院	キ 村	ク 荘	ケ 町	コ 郷

問2 文中の にもっとも適切な数字を以下のア～オから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

ア 4 イ 5 ウ 6 エ 7 オ 8

問3 文中の にもっとも適切な語句を以下のア～オから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

ア 柵戸 イ 番戸 ウ 駅戸 エ 封戸 オ 房戸

問4 文中の にもっとも適切な数字を以下のア～オから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

ア 6 イ 9 ウ 12 エ 15 オ 18

問5 文中の ～ にもっとも適切な語句を以下のア～コからそれぞれ一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

ア 位田 イ 職田 ウ 賜田 エ 官田 オ 口分田
カ 班田 キ 免田 ク 寺田 ケ 神田 コ 功田

問6 文中の ～ にもっとも適切な語句を以下のア～コからそれぞれ一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

ア 租 イ 庸 ウ 調 エ 衛士 オ 雑徭
カ 仕丁 キ 贄 ク 運脚 ケ 義倉 コ 雇役

問7 下線部(a)の「律令と格式」に関する正しい説明を以下のア～オから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

ア 律は行政組織・官吏の勤務評定や人民の租税・労役などの規定である。
イ 令は施行細則である。
ウ 格は律令の規定を補足・修正するものである。
エ 式は今日の刑法にあたる。
オ 弘仁格式、貞享格式、延喜格式をあわせて三代格式という。

問8 下線部(b)の「戸籍」に関する正しい説明を以下のア～オから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 齊明天皇は改新の詔に基づいて庚寅年籍を作らせた。
- イ 天智天皇は近江令に基づいて庚寅年籍を作らせた。
- ウ 天武天皇は大宝令に基づいて庚午年籍を作らせた。
- エ 持統天皇は飛鳥浄御原令に基づいて庚寅年籍を作らせた。
- オ 文武天皇は養老令に基づいて庚午年籍を作らせた。

問9 下線部(c)の「収公」は土地公有の原則に基づくものである。だがその後、私有地拡大を進める二つの法令が8世紀に制定されている。この二つの法令に関する正しい説明を以下のア～オから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 新しい灌漑施設を設けて未開地を開墾した場合は三世にわたり不輸の権を認めた。
- イ 旧来の灌漑施設を利用して開墾した場合は本人一代のあいだ給田の保有を認めた。
- ウ 私財を出して開墾した場合は三世にわたり、国府から支援を受けて開墾した場合は本人一代のあいだ名田の保有を認めた。
- エ 墾田の面積は身分によって制限され、一品の親王や一位の500町から初位以下庶民の場合の10町に至るまで差が設けられていた。
- オ 二つの法令の施行の後に、百万町歩の開墾計画が立てられた。

B. 古代日本の戸籍はその断簡が (10) 文書に今日まで残っている。
(10) 文書とは (10) に伝来する古文書群であり、写経関係の帳簿や
経典などが中心である。写経所では反故となった公文書を払い下げられてその
裏を利用することが多く、そのために戸籍が残ったのである。1920年代の研究
では (10) 文書などの史料を用いて奈良時代の良民^(d)の人口数を約560万人、
賤民等を含めると全人口を約600万～700万人と推計している。その後、漆紙文
書^(e)などを用いた、より精緻な推計によれば8世紀の人口は約451万人とされて
いる。

問10 文中の (10) にもっとも適切な語句を以下のア～コから一つ選び、そ
の記号を解答欄にマークせよ。

- ア 伝法堂 イ 金堂 ウ 図書寮 エ 正倉院 オ 戒壇院
カ 講堂 キ 東塔 ク 夢殿 ケ 本堂 コ 舍利殿

問11 下線部(d)の「良民」に関する正しい説明を以下のア～オから一つ選び、その
記号を解答欄にマークせよ。

- ア 皇室の陵墓を守衛する陵戸は良民とされた。
イ 貴族が私有する家人は良民とされた。
ウ 特殊な技芸労務を義務付けられた集団である品部と雑戸は良民とされた。
エ 官司で雑役に従事する官戸は良民とされた。
オ 公奴婢は良民、私奴婢は賤民とされた。

問12 下線部(e)の「漆紙文書」は漆がしみこんで地中に遺存したもので、1978年、多賀城遺跡で発見された。多賀城に関する正しい説明を以下のア～オから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 胆沢城から鎮守府が移された。
- イ 出羽国の国府が置かれた。
- ウ 坂上田村麻呂によって設置された。
- エ 白村江の敗戦後、設けられた朝鮮式山城の一つである。
- オ 伊治砦麻呂の乱で焼かれた。

C. 8世紀後半から9世紀になると戸籍には偽籍が増え、10世紀には戸籍はほとんど作成されなくなった。奈良時代から後、租税がかからぬ人々まで含めた全人口の定期的な調査は、明治維新まで行われなかった。ただし徳川幕府は1721年に百姓・町人を対象とする大規模な人口調査を実施しており、その結果は約2600万人と集計されている。なお当時の幕府は(11)の改革を行っている最中であり、経済の数量的把握に熱心であった。

その後、幕府は人口調査を定期的実施しているが、その結果から江戸時代中・後期が人口停滞の時代であったことがわかる。その原因の一つに三大飢饉があったとされている。三大飢饉とは(11)の飢饉、(12)の飢饉、(13)の飢饉である。(11)の飢饉では西日本一帯でいなごやうんかが大量に発生して稲を食べつくして大凶作となった。(12)の飢饉は冷害の発生と浅間山の大噴火をへて、数年におよぶ大飢饉となった。(12)の後の(13)の飢饉は収穫が例年より半分以下の凶作となり、全国的に米不足を招いた。なお幕府はキリスト教禁教の徹底をはかるため、家族ごとに宗旨と檀那寺を記載した帳簿である(14)を作成していたが、これは後に人別改と合せ、戸籍の役割を果たした。

問13 文中の (11) ~ (13) にもっとも適切な語句を以下のア~コからそれぞれ一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 寛永 イ 明暦 ウ 元禄 エ 正徳 オ 享保
カ 天明 キ 寛政 ク 文化 ケ 文政 コ 天保

問14 文中の (14) にもっとも適切な語句を以下のア~コから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 耶蘇会士日本通信 イ 宗門改帳 ウ 教行信証
エ 出定後語 オ 三教指帰 カ 類聚神祇本源
キ 中朝事実 ク 聖教要録 ケ 塵劫記
コ 庶物類纂

問15 下線部(f)の「偽籍」に関して902年の阿波国の戸籍では作為のあとが明らかである。どのような偽りの記載があったのか、正しい説明を以下のア~オから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 女子の数を実際より少なくする記載があった。
イ 男子の数を実際より少なくする記載があった。
ウ 子供の数を実際より少なくする記載があった。
エ 老人の数を実際より少なくする記載があった。
オ 奴婢の数を実際より少なくする記載があった。

問16 下線部(g)の「(11) の改革」に関する正しい説明を以下のア~オから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 将軍家治は松平定信を登用して改革にあたらせた。
イ 将軍吉宗は殖産興業に努め、米価安定に努力した。
ウ 将軍家慶のときに水野忠邦は改革を実施し、商品経済の統制をはかった。
エ 将軍綱吉は大老酒井忠清の補佐で改革を推進した。
オ 将軍家斉は新井白石を登用して改革にあたらせた。

問17 下線部(h)の「キリスト教禁教」を徹底するために17世紀前半、幕府は貿易や海外との往来を制限するようになった。この時期の幕府の政策に関する正しい説明を以下のア～オから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

ア 在外日本人の帰国を禁止した後、高山右近らを海外へ追放した。

イ 島原の乱の後、スペイン船の来航を禁止した。

ウ 中国船を除く外国船の来航を平戸・長崎に制限した後、奉書船以外の日本船の海外渡航を禁止した。

エ イギリスが長崎の商館を閉鎖して退去した後、平戸のオランダ商館を長崎出島に移した。

オ ポルトガル船の来航を禁止した後、長崎で宣教師・信徒らを処刑した元和の大殉教が起きた。

D. 明治維新後、封建的身分制度の撤廃が進められ、華族・士族・平民という族籍に再編された。さらに、明治政府は ⁽ⁱ⁾ を布告し、旧来のえた・非人などの称をやめて、身分・職業を平民同様とした。1871年、明治政府は を制定し、翌1872年、 に基づき統一的な 戸籍を作成した。それに基づく日本の総人口は3311万人と集計されている。それから約半世紀が経過した1920年には第1回 調査が実施され、日本の総人口は5596万人と集計されており、明治維新以降、急速に人口が増加したことがわかる。 調査は最近では2010年に実施されたが、その結果によれば日本の総人口は1億2806万人と、1920年の2倍以上に増えている。ただし今後は少子高齢化によって、人口が減少するものと予測されている。

問18 文中の ～ にもっとも適切な語句を以下のア～コからそれぞれ一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

ア 兵農分離 イ 身分統制令 ウ 新民法 エ 戸籍法

オ 人掃令 カ 四民平等 キ 人権指令 ク 解放令

ケ 秩禄処分 コ 人返しの法

問19 文中の (17) ~ (18) にもっとも適切な語句を以下のア~コからそれぞれ一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

ア 甲申 イ 壬午 ウ 甲午 エ 戊申 オ 壬申
カ 国勢 キ 国民 ク 臣民 ケ 人民 コ 国人

問20 下線部(i)の「華族・士族・平民」に関する正しい説明を以下のア~オから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 華族は明治政府が大名・公家に与えた族籍である。維新の功臣は一代限りの華族に任じられた。
- イ 士族は明治政府が討幕派の旧藩士に与えた族籍である。佐幕派の旧藩士および旧幕臣は全て平民とされた。
- ウ 卒という族籍もあったが、全員が士族に編入されて廃止された。
- エ 明治政府は平民に苗字・帯刀をゆるし、居住・職業の自由を認めた。
- オ 明治政府は華・士族に対して家禄を支給し、王政復古の功労者には賞典禄をあたえた。

〔Ⅱ〕 次のA～Eの史料を読み、下記の問いに答えよ。

〔備考〕 以下の史料はすべて抄出である。必要に応じて書き下し文にし、漢字を改め、句読点およびルビを付している。また、史料Dの□□は欠失部分である。

A 御旗本ニ召置かれ候御家人、御代々段々相増候。御蔵入高も先規よりハ多く候得共、御切米御扶持方、其外表立候御用筋の渡方ニ引合候ては、畢竟年々不足の事ニ候。……万石以上の面々より八木差し上げ候様ニ仰せ付けらるべしと思召し、左候ハねば御家人の内数百人、御扶持召放さるべきより外は之無く候故、御恥辱を顧みられず仰せ出され候。高 □ I □ 石ニ付八木 □ II □ 石積り差し上げらるべく候。……之に依り、在江戸半年充御免成され候間、緩々休息いたし候様ニ仰せ出され候。

B 一 質券売買地の事

右、所領を以て或は質券に入れ流し、或いは売買せしむるの条、御家人等侘^(g) 僚の基なり。向後に於いては、停止に従ふべし。以前沽却の分に至りては、本主領掌せしむべし。但し、或いは御下文・下知状を成し給ひ、或いは知行^(k) 廿箇年を過ぐるは、公私の領を論ぜず、今更相違有るべからず。……次に非御家人・凡下の輩の質券買得地の事。……^(l)

C 定 今堀地下掟の事

あわせて 合 延徳元年^(m) 己酉十一月四日

(n) 一 他所之人を地下に請人候わで、置くべからず候事。

一 惣の地と私の地と、さいめ相論^{そうろん}は、金にてすますべし。

一 惣森^{そうのもり}にて青木は葉かきたる物^(者)は、村人は村を落すべし。村人にて無物^{なき(者)}は地下をはらうべし。^(o)

D 裁断せられむことを請ふ、当国の守藤原朝臣元命、三箇年の内に責め取る非法の官物并せて濫行横法三十一箇条の□□

一、……^(q)例挙の外に三箇年の収納、暗に以て加徴せる^(r)正税四十三万二千二百四十八束が^(s)息利の十二万九千三百七十四束四把一分の事。

一、……守元命朝臣、^(t)庁の務無きに依りて、郡司百姓の愁を通じ難き事……

一、……守元命朝臣、京より下向する度毎に、有官、散位の従類、同じき不善の輩を^(u)引率するの事。

一、……去る寛和三年某月某を以て諸国に下し給はるる九ヶ条の^(v)官符の内に、三ヶ条を放知せしめ、今六ヶ条を下知せしめざるの事…

E 菱垣廻船積問屋共より^(w)是迄年々^(x)冥加上納金致し来り候処、問屋共不正の趣も^(y)相聞え候二付、以来上納ニ及ばず候。尤、向後右仲間株札ハ勿論、此外共都て^(z)問屋仲間并組合杯と唱候儀は、相成らず候間其段申し渡さるべく候。

一、右二付てハ、是迄右船ニ積み来り候諸品ハ勿論、都て何国より出候何品にても、素人直売買勝手次第たるべく候。且又諸家国産類、其外惣て江戸表江相廻し候品ニも、問屋ニ限らず、銘々出入のもの共引き受け、売捌候義も是又勝手次第ニ候間、其段申し渡さるべく候。

問1 史料A～Eが記す内容について古いものから年代順に配列したとき、2番目と4番目に来る史料の記号を解答欄にマークせよ。

問2 史料A～Eの史料名または出典について、もっとも関連する語句を以下のア～タからそれぞれ一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- | | |
|-----------|-------------|
| ア 北条泰時消息文 | イ 今堀日吉神社文書 |
| ウ 小右記 | エ 今鏡 |
| オ 天保法制 | カ 経世秘策 |
| キ 御触書天明集成 | ク 東寺百合文書 |
| ケ 令義解 | コ 尾張国郡司百姓等解 |
| サ 経済要録 | シ 日本書紀 |
| ス 御触書寛保集成 | セ 古事記伝 |
| ソ 吾妻鏡 | タ 梁塵秘抄 |

問3 下の(1)～(2)は、史料A～Eに関連した正誤問題である。それぞれ答えなさい。

[解答群]

- | | |
|---------------|---------------|
| ア X 正 Y 正 Z 正 | イ X 正 Y 正 Z 誤 |
| ウ X 正 Y 誤 Z 正 | エ X 正 Y 誤 Z 誤 |
| オ X 誤 Y 正 Z 正 | カ X 誤 Y 正 Z 誤 |
| キ X 誤 Y 誤 Z 正 | ク X 誤 Y 誤 Z 誤 |

(1) 史料Aおよび下線部(a), (d), (e)に関連して述べた次の文X～Zについて、その正誤の組み合わせとして正しいものを上の解答群ア～クから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

X この頃、幕府は足高の制を設け、役高を定め、在職期間中のみ、登用する大名の禄高によらない定額の役料を加算支給した。

Y (d)は蔵米知行制の俸禄米で、切米は春夏秋の3期に何俵、扶持米は一人扶持一日玄米五合で計算して何人扶持、という形でそれぞれ給与された。

Z 八木とは、米を中心に麦、粟など五穀を指し、これらの高である菴万と百がそれぞれ と にあてはまる。

(2) 史料Aおよび下線部(b), (f)に関連して述べた次の文X～Zについて、その正誤の組み合わせとして正しいものを上の解答群ア～クから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

X 史料Aの財政再建効果は大きかったため、この政策による参勤交代の在府期間の半減措置も、将軍の代替わりまで継続された。

Y 参勤交代は、原則の規定では在府1年・在国1年であるが、親藩・譜代の多い関東の大名は特別に3か月交代であった。

Z この時代の御家人とは直参の1つで、お目見えは許されず、幕領各地に居住して支配業務に従事し、有事には江戸へ参じて軍役を担った。

(3) 史料Aおよび下線部(c)に関連して述べた次の文X～Zについて、その正誤の組み合わせとして正しいものを上の解答群ア～クから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

X 御蔵入高を増やすため、幕府は江戸日本橋に新田開発についての高札を立て、有力商人の協力をうながし、また新田検地を進めた。

Y この頃、幕府は幕領と各藩に対して検見法から定免法への変更を指示し、年貢率を引き上げさせた。

Z 史料Aの増収総額は年18万7000石におよび、これは幕府の年貢収入の1割以上に相当した。

(4) 史料Bおよび下線部(g)に関連して述べた次の文X～Zについて、その正誤の組み合わせとして正しいものを上の解答群ア～クから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

X (g)とは、質入れしたり、売買した土地のことを意味する。

Y 史料Bの発布で御家人たちは所領を取り戻して窮乏から救われたが、効果は一時的であった。

Z 史料Bが発布された後に、慈円は道理による歴史解釈を試みた『愚管抄』を著した。

(5) 史料Bおよび下線部(h), (i)に関連して述べた次の文X～Zについて, その正誤の組み合わせとして正しいものを上の解答群ア～クから一つ選び, その記号を解答欄にマークせよ。

X (i)とは, 本来の荘園領主に所領を買い戻してもらい, 地頭がそれを領有することを意味する。

Y 史料Bが発布された頃の幕府は, 東国では御家人を地頭に任じて所領支配を保障したが, 西国では御家人を地頭ではなく, 守護に任じて保護した。

Z この頃の惣領は, 一門の庶子に知行地を一部貸与する地方知行制によって所領を支配した。

(6) 史料Bおよび下線部(j), (k), (l)に関連して述べた次の文X～Zについて, その正誤の組み合わせとして正しいものを上の解答群ア～クから一つ選び, その記号を解答欄にマークせよ。

X 当時の慣例では取得時効20年とされていたが, この法令では御家人への売却地だけは「年紀を過ぐると雖も, 売主知行せしむべし。」とされた。

Y (l)とは, 一般庶民のことを意味するが, ここでは借上を指す。

Z (j)とは, 幕府が土地の譲渡・売却を認めた公文書のことを指す。

(7) 史料Cおよび下線部(m), (n), (o)に関連して述べた次の文X～Zについて, その正誤の組み合わせとして正しいものを上の解答群ア～クから一つ選び, その記号を解答欄にマークせよ。

X (m)は惣掟のことで, (n)はこれが寄合で決まったことを意味する。

Y (o)は入会地を意味し, これらは惣村ごとに確保と管理が行われた。

Z 史料Cが決められた頃, 浄土真宗本願寺派の勢力を背景に, 加賀の門徒が国人と結び, 守護富樫泰高を倒した。

(8) 史料Dおよび下線部(p), (q)に関連して述べた次の文X~Zについて, その正誤の組み合わせとして正しいものを上の解答群ア~クから一つ選び, その記号を解答欄にマークせよ。

X (p)は国司の四等官制の最上位で, 以下, 介・掾・典の官職があり, いずれも中央からの派遣が原則であった。

Y (q)は定例の出挙のことで, もとは農民の生活維持のためだったが, 租税化された。

Z 史料Dの出来事の後, 三善清行は経費節減・地方政治の改革などを訴えた「意見封事十二箇条」を醍醐天皇に上奏した。

(9) 史料Dおよび下線部(r), (s)に関連して述べた次の文X~Zについて, その正誤の組み合わせとして正しいものを上の解答群ア~クから一つ選び, その記号を解答欄にマークせよ。

X (r)とは, ここでは国衙正倉の稲を指し, この頃の国司はこれを全て中央政府に納入する義務を課されていた。

Y 史料Dから, 元命は表向き約40%の(s)を徴収していたことが分かる。

Z 史料Dの訴えが出された頃の主たる課税方式は, 従来の人頭税から土地税になっていた。

(10) 史料Dおよび下線部(t), (u), (v)に関連して述べた次の文X~Zについて, その正誤の組み合わせとして正しいものを上の解答群ア~クから一つ選び, その記号を解答欄にマークせよ。

X (v)とは中央政府が発した太政官符を指し, 元命はこの全9ヶ条の内, 6ヶ条について管内に命令しなかったことが分かる。

Y (t)から元命は遙任国司であったことがうかがえ, 時々, 目代を引き連れて任国へ来たことが(u)から読み取れる。

Z 私財を出して朝廷の儀式や寺社の造営などを助ける代わりに官職を得ることを成功といい, 同じ国の国司に再任されることを遷任という。

- (11) 史料Eおよび下線部(w), (x)に関連して述べた次の文X~Zについて, その正誤の組み合わせとして正しいものを上の解答群ア~クから一つ選び, その記号を解答欄にマークせよ。

X (w)は当初, 南海路の廻漕船であったが, 樽廻船に押されるにつれて役割を変え, 西廻り海運の中心的存在となった。

Y (x)は, 本来は献金であったが, 次第に営業免許税となり, 各種営業税の運上と同様になった。

Z 体から抜け出した虫が天帝に人の罪を告げて命を縮めるので, 眠らずにいるという信仰は日待・月待と呼ばれ, 史料Eが出された頃に流行した。

- (12) 史料Eおよび下線部(y), (z)に関連して述べた次の文X~Zについて, その正誤の組み合わせとして正しいものを上の解答群ア~クから一つ選び, その記号を解答欄にマークせよ。

X 史料Eは, 幕府が在郷商人らの自由な取引による物価引下げを期待して, 十組問屋へ出した申渡書である。

Y (y)とは, 同業団体が発行する株札を意味し, これを保有する人たちは営業の独占権を公認された。彼らのうち, 大寺社に属した者をとくに月行事と呼んだ。

Z 史料Eを命じる前年, 幕府は川越藩を庄内藩へ, 庄内藩を越後長岡藩へ, 越後長岡藩を川越藩へ封地を互いに入れ替えることを命じたが, 領民の反対もあって後に撤回した。

〔Ⅲ〕 史料・文章A～Eは、明治維新以降における民衆運動とその思想およびそれに対する政府の政策展開に関したものである。それぞれの問いに答えよ。

〔備考〕 以下の史料はすべて抄出である。必要に応じて書き下し文にし、漢字を改め、句読点およびルビを付している。

A 以下の史料は自由民権運動の口火を切った文書である。

臣等伏シテ方今政権ノ帰スル所ヲ察スルニ、上帝室ニ在ラス、下人民ニ在ラス、
(a) 而シテ独り有司ニ帰ス。夫レ有司、上帝室ヲ尊フト曰ハサルニハ非ス、而モ帝
室漸ク其尊榮ヲ失フ、下人民ヲ保ツト云ハサルニハ非ス、而モ政令百端、
朝出暮改、政〔刑〕情実ニ成リ、賞罰愛憎ニ出ツ、言路壅蔽、困苦告ルナシ。…
…臣等愛國ノ情自ラ已ム能ハス。乃チ之ヲ振救スルノ道ヲ講求スルニ、唯天下
ノ公議ヲ張ルニ在ル而已。……夫レ人民政府ニ対シテ租税ヲ払フノ義務アル者
(b) ハ、乃チ其政府ノ事ヲ与知可否スルノ権理ヲ有ス。……

問1 この文書の提出先を以下のア～クから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

ア 正院	イ 左院	ウ 右院	エ 地方官会議
オ 大審院	カ 公議所	キ 集議院	ク 神祇官

問2 この文書が掲載された新聞を以下のア～クから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

ア 中外新聞	イ 日新真事誌	ウ 都鄙新聞
エ 公私雑報	オ 東京日日新聞	カ 六合新聞
キ 開知新聞	ク 朝野新聞	

問3 下線部(a)の「臣等」のうち二人を以下のア～クから選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 中江兆民 イ 板垣退助 ウ 河野広中 エ 後藤象二郎
オ 大井憲太郎 カ 馬場辰猪 キ 稲垣 示 ク 大江 卓

問4 民権運動の考え方を象徴する下線部(b)の「公議」は、「朕即位ノ初首トシテ群臣ヲ会シ、五事ヲ以テ神明ニ誓ヒ、国是ヲ定メ万民保全ノ道ヲ求ム」と記された「漸次立憲政体樹立の詔」にみられる明治政府の基本理念でもある。両者の根拠となった文書を以下のア～クから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 五榜の掲示 イ 学事奨励ニ関スル被仰出書
ウ 徴兵告諭 エ 政体書
オ 五箇条の誓文 カ 王政復古の大号令
キ 大政奉還の上表文 ク 国会開設の勅諭

問5 自由民権運動が高揚するなか、さまざまな思惑のもと多くの憲法私案が提出された。以下の(1)~(7)にもっとも適切な語句をア~ツからそれぞれ一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

名称	起草者または団体	備考
国憲意見	(1)	立憲帝政党の結成
私擬憲法案	(2)	福沢諭吉系の社交クラブ
日本帝国憲法	(3)	「五日市憲法草案」とも呼ばれる
岩倉具視憲法綱領	(4)	伊藤博文の下で明治憲法の起草
東洋大日本国国憲按	(5)	『民権自由論』の著者
日本憲法見込案	(6)	片岡謙吉らが土佐で設立した政社
憲法私案	(7)	立憲改進黨の結成に参加

ア 千葉卓三郎 イ 立志社 ウ 植木枝盛 エ 井上毅
 オ 青木周蔵 カ 交詢社 キ 福地源一郎 ク 北立社
 ケ 共存同衆 コ 西 周 サ 内藤魯一 シ 共立社
 ス 宇加地新八 セ 小野梓 ソ 元田永孚 タ 自主社
 チ 小田為綱 ツ 自郷社

B 以下は自由民権運動から国会開設運動へいたる過程で出された二つの治安法規である。それぞれの問いに答えよ。

[1]

第一条 政治ニ関スル事項ヲ講談論議スル為メ公衆ヲ集ムル者ハ、開会三日前ニ講談論議ノ事項、講談論議スル人ノ姓名、住所、会同ノ場所、年月日ヲ詳記シ、其会主又ハ会長、幹事等ヨリ管轄警察署ニ届出テ、其認可ヲ受クヘシ。

.....

第九条 政治ニ関スル事項ヲ講談論議スル為メ、屋外ニ於テ公衆ノ集会ヲ催スコトヲ得ス。

[2]

第一条 凡ソ秘密ノ結社又ハ集会ハ之ヲ禁ズ。……

……

第四条 皇居又ハ行在所^{あんざい}ヲ距ル三里以内ノ地ニ住居又ハ寄宿スル者ニシテ、内乱ヲ陰謀シ又ハ教唆シ又ハ治安ヲ妨害スルノ虞^{おそれ}アリト認ムルトキハ、警視總監^(a)又ハ地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ経、期日又ハ時間ヲ限り退去ヲ命シ、三年以内同一ノ距離内ニ出入寄宿又ハ住居ヲ禁スルコトヲ得。……

問1 二つの法規の名称を以下のア～クからそれぞれ一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- | | | |
|----------|----------|---------|
| ア 讒謗律 | イ 新聞紙法 | ウ 新聞紙条例 |
| エ 集会条例 | オ 保安条例 | カ 新律綱領 |
| キ 集会及政社法 | ク 改正出版条例 | |

問2 ～ にもっとも適切な語句をア～ケからそれぞれ一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

明治政府は、松方財政下における農村の窮迫と民権運動の急進化に対処するために、法規[1]を改正し、規制を強化した。だが他方で、民権派の懐柔もおこなった。その結果、民権運動は統一的指導部を失った。しかし、地方ではさまざまな騒擾が続いた。例えば、東北地方では 事件、北陸地方では 事件、また妙義山麓での 事件や茨城県での蜂起である 事件、そして困民党を中心とした 事件などが起きた。

- | | | | | |
|------|------|-------|-------|------|
| ア 高田 | イ 秩父 | ウ 加波山 | エ 名古屋 | オ 福島 |
| カ 群馬 | キ 飯田 | ク 山形 | ケ 川俣 | |

問3 以下の文を読んで、法規[2]制定時の警視總監(下線部(a))と内務大臣(下線部(b))を以下のア～クからそれぞれ一人選び、その記号を解答欄にマークせよ。

警視總監

(a) この人物は酒田県令時代、ワッパ騒動を鎮圧し、史料Bの問2における
 や の弾圧を指揮した県令である。

- ア 大山 巖 イ 樺山資紀 ウ 三島通庸 エ 折田平内
オ 江藤新平 カ 川路利良 キ 大浦兼武 ク 大迫貞清

内務大臣

(b) この人物は、市制・町村制および府県制・郡制を公布し、後に内閣総理大臣
となって第一回帝国議会に臨み、超然主義を公言し、軍備拡張を進めた。

- ア 伊東巳代治 イ 金子堅太郎 ウ 伊藤博文 エ 山県有朋
オ 大隈重信 カ 松方正義 キ 品川弥二郎 ク 黒田清隆

C 自由民権運動は分岐と激化を経験するが、国会開設が近づくと再結集がはかられた。以下は、これを背景に民権派が政府に要求した文書の抜粋である。

第一 ^{それがしら}某等が政治に^{もと}要むべき者は、租税徴収を軽減するに在るなり。……

第二 某等が政府に要むべき者は、言論集会を自由に^あするに在るなり。……

第三 某等が政府に要むべき者は、外交失策を挽回するに在るなり。……

問1 この文書の提出先を以下のア～クから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 正院 イ 左院 ウ 右院 エ 地方官会議
オ 大審院 カ 公議所 キ 集議院 ク 元老院

問2 「外交失策」を批判する「第三」の項目は民権派が再結集するきっかけの一つとなった。批判の対象となった外相を以下のア～クから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- | | | | |
|--------|--------|--------|---------|
| ア 岩倉具視 | イ 井上馨 | ウ 青木周蔵 | エ 小村寿太郎 |
| オ 寺島宗則 | カ 大隈重信 | キ 陸奥宗光 | ク 榎本武揚 |

問3 こうした「外交失策」に対する批判を加速させた事件を以下のア～クから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- | | |
|----------------|-------------|
| ア エルトゥールル号遭難事件 | イ ヘスペリア号事件 |
| ウ マリア・ルス号事件 | エ 布引丸事件 |
| オ イルティッシュ号投降事件 | カ シドニー号事件 |
| キ ハートレー事件 | ク ノルマントン号事件 |

D 文中の (1) ~ (12) にもっとも適切な語句を以下のア～ネからそれぞれ一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

1880年代末には (1) 問題を契機として民権論者のなかに国権論を唱える者があらわれ、その対立は史料Cに示した「外交失策」をきっかけに明確となる。(2) を設立し、機関誌 (3) を創刊した徳富蘇峰らは (4) を唱え、(5) をとる政府の上からの欧化政策を批判した。他方、三宅雪嶺らは (6) を設立し、機関誌 (7) などで日本的な伝統や美意識を強調する (8) を説き、陸羯南は日刊新聞 (9) で国家の独立と統一を訴える (10) を説いた。

日清戦争の勝利は決定的な変化をもたらした。徳富蘇峰は対外膨脹論に転じ、高山樗牛は雑誌 (11) で日本主義を唱え、日本の大陸進出を肯定した。日本の中国分割への参加を批判していた陸羯南も、(12) 後におけるロシアの満州占領を機に、対露強硬論に転じた。

- | | | |
|-----------|----------|-----------|
| ア 中国 | イ 台湾 | ウ 朝鮮 |
| エ 愛国公党 | オ 民友社 | カ 平民社 |
| キ 『日本人』 | ク 政教社 | ケ 『太陽』 |
| コ 『国民之友』 | サ 義和団の乱 | シ 甲申事変 |
| ス 北支事変 | セ 『国民新聞』 | ソ 明六社 |
| タ 愛国社 | チ 『日本』 | ツ 『国民』 |
| テ 壬午事変 | ト 『万朝報』 | ナ 平民的欧化主義 |
| ニ 貴族的欧化主義 | ヌ 国粹保存主義 | ネ 国民主義 |

E 民権運動はその内部に異なる方向性をはらみながらも、その後の社会運動と政策にさまざまな影響を与えた。以下はそれに関わる文書である。これらの文書を読んで、下記の問いに答えよ。

[1]

第五条 左ニ掲クル者ハ政事上ノ結社ニ加入スルコトヲ得ス

一 現役及召集中ノ予備後備ノ陸海軍軍人 二 警察官 三 神官神職僧侶其ノ他諸宗教師 四 官立公立私立学校ノ教員学生生徒 五 女子 六 未成年者 七 公権剥奪及停止中ノ者

女子及未成年者ハ公衆ヲ会同スル政談集会ニ会同シ若ハ其ノ發起人タルコトヲ得ス……

[2]

草莽の微臣 *，誠恐誠惶頓首頓首，謹で奏す。伏て惟るに，臣田間の匹夫，敢て規を躓え法を犯して鳳駕に近前する，其罪実に万死に当れり。而も甘じて之を為す所以のものは，洵に国家生民の為に図りて，一片の耿々竟に忍ぶ能はざるもの有ればなり。伏て望むらくは陛下深仁深慈，臣が至愚を憐れみて，少しく乙夜の覽を垂れ給はん事を。……爾後議会に於て大声疾呼其拯救の策を求むる茲に十年。而も政府の当局は常に言を左右に托して，之が適當の措置を施すことなし。而して地方牧民の職に在るもの亦恬として省みるなし。甚しきは即ち人民の窮苦に堪へずして群起して其保護を請願するや，有志は警吏を派して之を圧抑し，誣て兇徒と称して獄に投ずるに至る。……

* 空欄はこの文書の提出者

[3]

明治初年の日本の意気は実に凄まじいもので……，藩主が封土を投げ出す，武士が両刀を投出す……，自由平等革新の空気は磅礴として，その空気に蒸された。……誰がその潮流を導いたか。とりもなおさず我先覚の諸士志士である。……新思想を導いた蘭学者にせよ，局面打破を事とした勤王攘夷の処士にせよ，時の権力からいえば謀叛人であった。……実に思いがけなく今明治四十四年の劈頭において，我々は早くもここに十二名の謀叛人を殺すこととなった。

問1 [1]は、労働組合運動の高揚や[2]などにみられる新たな社会問題の激化を抑えるための法規である。この法規にある「女子」に関わる項目を撤廃する運動を担った団体の主要な創設者二人を以下のア～クから選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- | | | |
|---------|---------|----------|
| ア 長沼智恵子 | イ 与謝野晶子 | ウ 伊藤野枝 |
| エ 市川房枝 | オ 山川菊栄 | カ 平塚らいてう |
| キ 堺 真柄 | ク 久布白落実 | |

問2 [2]は、戦後になって新たな社会運動の出発点として振り返られることになる社会問題を世論に訴えるために記された文書である。この文書は、次の問3の事件に関与したとして処刑された人物が起草し、史料Bの問2における 事件に関与したとして逮捕された人物が加筆・修正した、と言われている。この加筆・修正者を以下のア～クから選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- | | | | |
|--------|--------|---------|--------|
| ア 安部磯雄 | イ 田中正造 | ウ 高野房太郎 | エ 木下尚江 |
| オ 堺 利彦 | カ 片山 潜 | キ 西川光二郎 | ク 村井知至 |

問3 [3]の下線部が指す事件を以下のア～クから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- | | | |
|---------|--------|-----------|
| ア 赤旗事件 | イ 警廃事件 | ウ 関元植暗殺事件 |
| エ 桜田門事件 | オ 大津事件 | カ 共和演説事件 |
| キ 朴烈事件 | ク 大逆事件 | |